

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第12号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 下水道事業会計

所 管 所 属：建設局

通 知 日：令和6年6月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 包括業務委託の契約変更時における委託総額の取扱いについて改善を求めたもの 当初設計から減額できる見通しがないにもかかわらずトータルの契約額は据え置きとしていた。 [指摘事項1] 建設局は、物価高騰等を踏まえ、現行の委託総額について適切に契約変更を行われたい。	・令和6年2・3月市会において、債務負担行為の再設定が承認されたため、物価高騰等を踏まえ、現行の委託総額について契約変更を行った。	措置済	令和6年3月28日
2	2 契約書等の記録の保持について改善を求めたもの 賃金水準の変動に伴うスライド条項の適用及び鉄蓋購入等の積算方法の2例については、クリアウォーターOSAKA株式会社と協議は行っていたが、その合意内容について業務打合せ書が作成されていなかった。 [指摘事項2] 建設局は、包括委託契約に係るクリアウォーターOSAKA株式会社との合意内容のうち、契約書の記載の補足となるものについて、業務打合せ書等の双方確認を行った書面を作成するなどして明確に記録を残されたい。また、今後新たな疑義が発生した場合においても、漏れなく双方合意の文書等を残し、双方の認識にかい離が生じないよう努められたい。	・指摘のあった賃金水準の変動に伴うスライド条項の適用及び鉄蓋購入等の積算方法の2例について、受注者と合意内容の業務打合せ書を取り交わした。 また、今後、包括業務委託において新たな疑義が発生した場合については、漏れなく双方合意の業務打合せ書を取り交わしていく。 ・今後新たな疑義が発生した場合においても、漏れなく双方合意の文書等を残すための仕組みとして、大阪市とクリアウォーターOSAKA株式会社双方の課長級以下の実務担当者が出席する「業務確認担当者会」にて確認することとした。	措置済	令和6年2月29日